

日本脳炎ワクチン

倉根一郎（国立感染症研究所）

日本脳炎はアジアにおける最も重要な流行性ウイルス脳炎といえる。わが国においては、近年患者数が年 10 人以下であるが、一度発症すれば約 20% の患者が死亡、死を免れたとしても半数は精神神経に後遺症を残す重篤な疾患である。日本脳炎の発症を防ぐためには、ワクチンによってヒトに防御免疫を付与することが第一の選択である。

日本においてはマウス脳由来不活化日本脳炎ワクチンが長く使用されてきた。このワクチンは 1954 年実用化され、その後大きな改良が加えられた。日本においては 1989 年から、それまでの日本脳炎ウイルス中山株から北京株に変更された。平成 17 年 5 月 30 日、厚生労働省より「日本脳炎ワクチン接種の積極的勧奨の差し控えについて」の勧告がなされた。この積極的勧奨の差し控えは、予防接種法による日本脳炎ワクチンの接種を中止したものではなく、日本脳炎ウイルスの活動がある地域に居住する接種対象者は、日本脳炎ワクチン接種を受けることが可能であった。しかし現実には、その後日本脳炎ワクチンの接種率は非常に低くなった。

このマウス脳由来不活化日本脳炎ワクチンに代わるものとして Vero 細胞を用いた日本脳炎ワクチンの開発が進められてきた。Vero 細胞由来不活化日本脳炎ワクチンは、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンとして、平成 21 年 2 月 23 日付で薬事法上の承認を受け、平成 21 年 6 月には定期の第 1 期予防接種に使用可能なワクチンとして

位置づけられた。平成 22 年 4 月 1 日に厚生労働省より定期の第 1 期の標準接種期間の小児について積極的勧奨を再開する旨の通知がなされた。また、平成 22 年 8 月には乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンが定期の第 2 期の予防接種に使用可能なワクチンとしても位置づけられた。以上の一連の経過によって、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンは第 1 期、第 2 期いずれの予防接種にも使用可能なワクチンとなった。

わが国において、日本脳炎ワクチンは定期接種として規定されているが、今後は定期接種としての接種に加えて、平成 17 年から平成 22 年の積極的勧奨の再開までの間に、日本脳炎ワクチン接種の機会を逃した小児に対する接種が重要となる。ワクチン接種を逃した小児に必要な今後の接種は以下ようになる。①平成 17 年から平成 21 年までの間に第 1 期接種機会を逃した者。これらの小児には 1 期 3 回の接種を全く受けていない者、1 度受けた者、2 度受けた者と種々のパターンがある。②通常の 1 期接種を受けたが、平成 17 年から平成 21 年までの間に 2 期の接種機会を逃した者。現在の、予防接種実施規則においては政令によって、6 月以上 7 歳 6 月未満、9 歳以上 13 歳未満が接種年齢となっているが、これらの年齢に含まれない年齢における接種も必要になる可能性があり、予防接種実施規則の改正による接種年齢の変更も必要になる可能性がある。また、必要量を供給するためのワクチン生産量の増加も必要な要因となる。